令和5年業種別署別労働災害発生状況（9月末累計）
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

業種 ＼ 年・署別・局計等	令和5年(9月末累計) 那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	令和4年(9月末累計) 那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	局計対令和4年比較 増減数(人)	増減率(%)
製造業	70	(1) 44	7	2	2	(1) 125	58	42	13	4	9	126	▽ 1	▽ 0.8
食料品製造業	40	22	7	1	1	71	38	24	8		5	75	▽ 4	▽ 5.3
鉱業						0						0	0	-
建設業	64	(3) 57	6	2	9	(3) 138	55	48	15	7	7	132	6	4.5
土木工事業	13	12	1	1	4	31	8	4	3	3	2	20	11	55.0
建築工事業	36	(2) 41	4	1	3	(2) 85	44	38	8	3	4	97	▽ 12	▽ 12.4
交通運輸事業	15	5				20	17	2			1	20	0	0.0
陸上貨物運送事業	34	10		(1) 3	4	(1) 51	34	10		1		45	6	13.3
港湾荷役業	2		1	1	1	5			2	2	2	6	▽ 1	▽ 16.7
林業	1		1	2		4							4	-
農業、畜産・水産業	5	2	2		4	13	7	2	7	1	1	18	▽ 5	▽ 27.8
第三次産業（運輸を除く）	298	194	42	33	32	599	(1) 238	175	23	22	25	(1) 483	116	24.0
商業	89	56	3	5	6	159	68	52	4	2	5	131	28	21.4
小売業	50	45	3	4	3	105	38	42	3	2	5	90	15	16.7
接客娯楽業	37	38	14	9	14	112	31	25	7	3	8	74	38	51.4
旅館・ホテル	14	13	8	4	6	45	10	10	4	2	5	31	14	45.2
飲食店	17	18	3	2	3	43	15	13	2	1	2	33	10	30.3
保健衛生業	74	52	11	4	5	146	69	48	5	7	8	137	9	6.6
社会福祉施設	47	37	9	3	5	101	45	32	5	5	8	95	6	6.3
ビルメンテナンス業	29	7	2	8	3	49	28	12	3	2		45	4	8.9
その他の業種	69	41	12	7	4	133	(1) 42	38	4	8	4	(1) 96	37	38.5
全産業	(0) 489	(4) 312	(0) 59	(1) 43	(0) 52	(5) 955	(1) 409	(0) 279	(0) 60	(0) 37	(0) 45	(1) 830	125	15.1

（注）1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ﾋﾞﾙﾒﾝ除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況（9月末累計）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数（規模別）	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1～9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れパレットが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨･鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1～9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したもの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨･鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1～9	解体用ニプラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニプラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30～49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したもの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1～9	被災者が鉄製アングルに立てかけられた石板(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アングルが破損し、石板約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理・健康障害防止措置の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたもの物質」へと拡大することを知っていますか？	①	①令和6年10月1日 ②令和7年10月1日
	安衛則第577条の2第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？	②	
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？	③	
			現場の状況を調査して、労働者の意見を聞いて反映を作成し、保存していますか？（保存期間は6年、発性物質は30年、その他は3年）	②、③	
			リスクアセスメント対象物以外の物質はばく露を最小限に抑える努力をしていますか？	②	
	安衛令別表第9条第4項の2および第5項の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚感作による健康障害のおそれのあること判明した物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？	③	
			上記以外の物質に製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）	②	
	安衛則第2条	個別法適合の社員教育	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	②、③	
	安衛則第34条の2および3	リスクアセスメント結果の記録	化学物質を扱う事業場で、1年以内に入以上の労働者が同種のがん発生を把握したことは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？	②	
			医師に意見を聞く際、業務起因性が疑われた場合は、労働者に報告していますか？		
			リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくはのリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）	②	
	安衛則第34条の2の7	労働災害発生事業場等への周知	労災を発生させた事業場等で労働基準監督官からの要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？	③	
	安衛則第577条の2第1項の第3項、第6項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間は化学物質は30年、その他は3年） 濃度基準値を超えて検出されたある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間は化学物質は30年、その他は5年）	③	
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？	③	
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？	③	
	安衛則第35条	雇い入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスやQRコード等が認められるようになったことを知っていますか？	①	
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の4、第34条の2の5	SDS通知事項の追加等	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	②	
			5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		
	安衛則第34条の2の4		SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	③	
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？※含有量に幅があるのは、濃度範囲による表記も可。		
	安衛則第3条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等による、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	②	
その他	特化則、有機則、鉛則、石則	個別規則の適用除外	労働現場から管理が抜けて認められた事業場は、特別規則の適用除外の管理を自律的な管理にすることができることを知っていますか？	②	
	特化則、有機則、鉛則、石則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	在るのはなぜ？区切りの場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？	③	
			改善を実施してもなお分が変わらない場合や、個人サンプリング測定での結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督官に届け出していますか？		
	特化則、有機則、鉛則、石則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？	②	

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
期間の変更が反映になり対応すべき項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

R4.8